

一般社団法人不動産証券化協会苦情相談室及び弁護士会仲裁センター等の利用について

当社が加盟している一般社団法人不動産証券化協会 苦情相談室ではお客様の不動産特定共同事業に関する苦情を受け付けています。

同苦情相談室をご利用になる場合には、以下の連絡先までお申出ください。

一般社団法人不動産証券化協会 苦情相談室

電話 03-3505-8005

FAX 03-3505-8007

メール ares@ares.or.jp

(月～金 / 10:00～17:00 祝日、年末年始を除く)

詳しくは: <https://www.ares.or.jp/invpro/complaints/kujyou/index.html>

をご参照ください。

弁護士会が運営する紛争解決センター又は仲裁センター等ではお客様の不動産特定共同事業に関する苦情に関する裁判外紛争処理手続(ADR)を受け付けています。

詳しくは、<https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/conflict.html> をご参照ください。